

(参考) 事前エントリー制度について

実施方針等の公表

募集要項の公表

応募締切

事前エントリーの受付

応募グループの組成

この期間中のやり取り

発注者

①制度を活用した
情報提供

A企業

B企業

C企業

④連絡・協定の締結

②情報整理・HPに情報を掲載

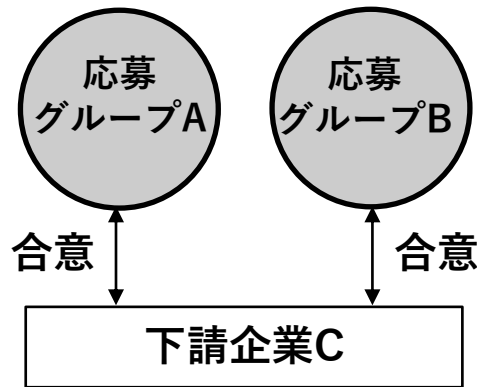
③HPの情報を確認

No.	企業情報								
	企業名	所在地	営業年数	従業員数	実績	参加希望する業務内容	担当者連絡先		
							職氏名	電話番号	E-mail
N
N+1
...

(参考) 事前エントリー制度について

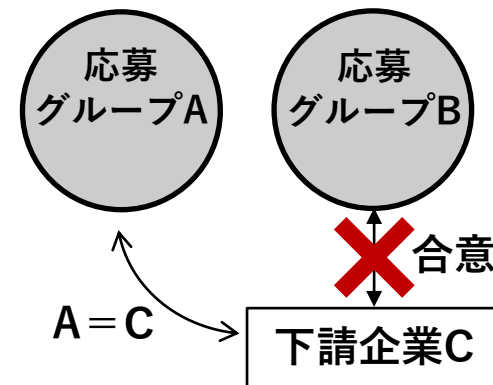
【事前エントリー制度活用における留意点】

- 事業者への発注や連携を考えている応募企業から連絡があった場合、当該企業の事業方針や、事業落札時の条件等について、双方でよく協議してください。
- 協議の結果、下請条件等に双方が合意した場合は、関心表明書に記入・押印し、提案書の受付締切日までに応募グループの代表企業に提出してください。
- 本事業に対して下請条件等で参加を希望される場合は、複数の応募グループと協議し、それぞれの応募グループと合意することは可とします（図1）。ただし、応募企業として本事業に参加される場合は、他の応募グループと合意することはできません（図2）。



下請企業Cとなる場合、A・Bの応募グループと合意することができます。それぞれのグループに関心表明書（別紙2）を提出してください。

図1.下請企業となる場合



応募グループAの応募企業として本事業に参加する場合、応募グループBの下請企業として合意してはいけません。（応募企業A≠下請企業C）

図2.応募企業となる場合